

議案第35号

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部  
改正について

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のよ  
うに改正しようとする。

平成26年3月20日提出

天理市長 並 河 健

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部  
を改正する条例

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成25年3月  
天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。